

## 陳 情 文 書 表

令 2 陳情第 7 号	令和 2 年 5 月 2 1 日受理
件 名	種苗法改正に関する意見書の提出及び種苗法改正と主要農作物種子法廃止について市民への情報提供を求める陳情
陳 情 者	秦野市南矢名 3 7 6 番地の 5 岡島 香織
陳 情 の 要 旨	
<p>農林水産省は「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」で種苗法の現行制度の見直しを検討し、2019年11月15日、新品種保護に関する対策を取りまとめ、これを基に2020年3月3日、種苗法改正案が閣議決定され、第201回国会に提出されました。</p> <p>農林水産省は、今回の改正ではシャインマスカットなど日本国内で開発された品種の海外流出防止のため、品種登録された種苗については農家による自家増殖（採種）を一律に許諾性とし、自家増殖を原則禁止することとしています。</p> <p>今回の改正案により、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利が著しく制限されると同時に、許諾手続き・許諾費用、若しくは種子を毎年購入しなければならないなど、農家にとっては新たに大きな負担が発生することとなります。在来種（一般品種）は育成者権の対象外としていますが、一般品種が登録される可能性も否定できません。そして、ここ数年の間で登録数が急増しております。</p> <p>また、裁判の際には特性表に基づいて判断されるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、農家を委縮させ（登録品種の育成者権又は専有利用権を侵害した者は10年以下の懲役もしくは1,000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金に処され、または併科されます。）、在来種の栽培や自家増殖を断念させる可能性があります。その結果、地域の多様な種子が失われ、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、消費者の選択肢を一層制限することになります。</p> <p>日本の風土と合わない種子や種苗で作物を栽培することとなり、世界中で健康被害が報告されているグリホサートやネオニコチノイド系農薬の散布、遺伝子組み換え、ゲノム編集作物の栽培などが懸念され、人体への悪影響や土壌汚</p>	

染なども危惧されます。

海外流出防止のためには、海外での品種登録が唯一の対策であると、2017年11月に農林水産省が述べております。そして、国内農家の自家増殖は種苗の海外流出と直接関係なく、自家増殖を原則禁止としたから海外流出が防げるわけではありません。

地球規模での気候変動のほか、新型コロナウイルスの感染拡大で世界の貿易量が減少し、世界的食料危機が騒がれている中、日本は食料自給率が低く、高齢化や担い手不足で農家が減っている現状であり、食料安全保障の観点においても逆行しております。

2018年4月の主要農作物種子法廃止を受け、神奈川県内では伊勢原市、大和市、海老名市などの近隣市議会で、主要農作物種子法廃止に関して国へ種子保全を要求した意見書を提出しております。

農業を大切にしている秦野市として是非、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正を取りやめることについて、地方自治法第99条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

そして、こうした重大問題についての情報を当事者である農家や消費者が知らないことが多いように感じております。そのため、種苗法改正と主要農作物種子法廃止について、農家と消費者に対して市から情報提供をするよう働きかけをしていただきたく、陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改正を取りやめることについて、国に意見書を提出すること。
- 2 種苗法改正と主要農作物種子法廃止について、農家と消費者に対して、市から情報提供をすること。